

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和7年4月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20250407	宮城建設工業株式会社 (法人番号 4370001001345) 代表者中山 大護	宮城県仙台市泉区 明通3丁目51番36号	本社営業所	宮城県仙台市泉区明通 3丁目51番36号	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項、法第17条第4項	令和6年12月6日及び令和7年1月20日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた(1)事業計画に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項)、(2)運転者の指導監督記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第10条第1項)	2	2
20250416	武蔵貨物自動車株式会社 (法人番号 9030001055676) 代表者大津 進	埼玉県川越市仲町3 番地13	横手支店	秋田県横手市柳田12 番12	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	法第17条第1項第1号、法第17条第1項第2号、法第17条第4項	令和6年10月18日及び11月7日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、4件の違反が認められた(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)無車検運行(安全規則第3条の3及び道路運送車両法第58条第1項)、(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	6	6
20250417	株式会社ヒロキ (法人番号 1370101001173) 代表者引地 弘喜	宮城県角田市島田 字御蔵林3番地の2	本社営業所	宮城県角田市島田字御 蔵林3番地の2	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	法第9条第3項、法第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和6年8月20日及び9月3日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、7件の違反が認められた(1)各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施工規則」)第6条第1項第1号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(3)業務の記録義務違反(安全規則第8条)、(4)運転者等台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(6)高齢運転者に対する特別な指導監督義務違反(安全規則第10条第2項)、(7)高齢運転者に対する運転適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	13	2
20250417	株式会社ヒロキ (法人番号 1370101001173) 代表者引地 弘喜	宮城県角田市島田 字御蔵林3番地の2	仙台支店	宮城県角田市島田字御 蔵林3番地の2	輸送施設の使用停止(110日車)及び文書警告	法第9条第3項、法第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和6年8月23日及び9月3日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、8件の違反が認められた(1)各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反(施行規則第6条第1項第1号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(3)乗務時間等基準告示の遵守違反(乗務時間等告示なお書きの遵守違反)(安全規則第3条第4項)、(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項)、(5)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)点呼の記録義務違反【不実記載】(安全規則第7条第5項)、(7)業務の記録義務違反(安全規則第8条)、(8)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	13	11

20250421	有限会社福平産業 (法人番号 7370402000257) 代表者松浦 悠司	宮城県登米市東和町米谷字福平2番地3	本社営業所	宮城県登米市東和町米谷字福平2番地3	輸送施設の使用停止(70日車)	法第17条第1項第1号、法第17条第3項、法第17条第4項	令和6年5月16日及び10月2日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)過積載運送の引受け、指示等(法第17条第3項)、(3)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	7	7
20250423	ワールドトランス株式会社 (法人番号 1430001025349) 代表者菅野 健太郎	北海道札幌市清田区平岡一条2丁目12番14号	東北支店仙台営業所	宮城県仙台市太白区山田新町84番地	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	法第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和6年10月29日及び12月19日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(3)初任運転者に対する運転適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	3	3

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。